

みんなの税金

税金は納期内に納めましょう

市民の皆さんが納める市税は、安全で快適な生活を送るために欠かせない市の貴重な財源です。コンビニエンスストアでも納付できます。税金は必ず納期内に納めましょう。

市税の納付は口座振替が便利

金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配ありません。年度途中の申し込みもできます。

●口座振替できる金融機関

- 菊池地域農業協同組合、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、ゆうちょ銀行
- 手続きに必要なもの
- 預金通帳（口座番号確認）、金融機関届出印
- 納税通知書（納税義務者確認）
- 申込先
- 税務課（合志庁舎）、西合志総合窓口課（西合志庁舎）、泉ヶ丘支所、須屋支所、右記の市内金融機関

▼問い合わせ先 税務課（合志庁舎）

☎（248）1114

日曜開庁でも納付できます

- とき 毎週日曜 午前9時～午後1時
- ところ 合志庁舎

※4月29日、5月6日除く

市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえを行なうこととなります。何らかの理由で納期内納付が困難な場合はご相談ください。

●平成30年度 市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市 県 民 税 固 定 資 産 税 国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限※
全期	5月31日(木)			4月27日(金)
1期		7月 2日(月)	左記と同じ	5月31日(木)
2期		7月31日(火)		6月29日(金)
3期		8月31日(金)		7月31日(火)
4期		10月 1日(月)		8月31日(金)
5期		10月31日(水)	12月25日(火)	9月28日(金)
6期		11月30日(金)		10月31日(水)
7期		12月28日(金)		11月30日(金)
8期		1月31日(木)		12月28日(金)

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出期限は、上記よりさらに1カ月前になります。

平成30年度
軽自動車税の減免申請

申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

●対象

- ・障害者手帳を有する本人が軽自動車を所有
- ・精神障がいがある人または18歳未満の身体障害者手帳所有者と同一生計の家族などが有し、通院・通学などのために使う軽自動車など

※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けられません。

●申請期間

納税通知書が届いた日から5月24日(木)まで（平日のみ）

※納税通知書は5月初旬に郵送します。

※申請期間外の受け付けはできません。

●申請先 税務課（合志庁舎）

●申請に必要なもの

自動車検査証（車検証）、運転免許証、納税通知書、印鑑、身体障害者手帳など（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（※）。

※マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しのいずれか。

みんなで育てるコミュニティバス

市地域公共交通協議会委員 募集

▼申し込み・問い合わせ先

企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎（248）1813

※報酬・費用弁償を支給します。

●応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、「応募の理由」と「合志市のまちづくりについて思うこと」の作文（1,000字以内）を企画課まで提出してください。応募は、持参、郵送、ファクスまたはEメールでお願いします。

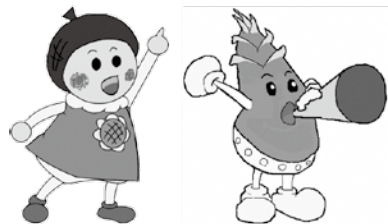
様式は問いませんが、標準応募用紙を企画課に備えています。また、市ホームページからも印刷して使用できます。

●応募期限

5月14日(月) ※当日消印有効

●応募先

〒861-1195 竹迫2140
企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎ 248-1813
FAX 248-1196
Eメール kikaku@city.koshi.lg.jp



●応募先

〒861-1195 竹迫2140
企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎ 248-1813
FAX 248-1196
Eメール kikaku@city.koshi.lg.jp



固定資産税課税台帳を
縦覧・閲覧できます

●縦覧 納税者が市内の他の土地・家屋の価格を確認できます。

縦覧期限 7月2日(月)（平日のみ）

●閲覧 納税義務者本人が自己資産の内容を確認できます。（通年）

●ところ 税務課（合志庁舎）

●手数料 無料

●必要なもの 資格者であると確認できるもの（運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など）、印鑑

資格者	縦 覧	閲 覧
納税者	○	○
免税点未満※により課税されない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族	委任状が必要です	
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	当該権利の目的である土地・家屋
1月1日以降の新所有者	×	○

※同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）に満たないこと

まちづくりに参加しませんか

市総合政策審議会委員 募集

▼申し込み・問い合わせ先

企画課 企画広報班（合志庁舎）
☎（248）1813

まちづくりをすすめるうえで重要となる事項を市長の諮問に応じて審議する機関として「合志市総合政策審議会」を設置しています。

区長連絡協議会などの各種団体から推薦された委員のほかに、市民の皆さんからの公募による委員も選任しています。

●委員の仕事

・総合計画や行政改革大綱の策定、進行政管理、まちづくりの重要事項（行政評価など）の審議など

●募集人数 4人

※作文などを参考に選考します。

●任期 6月1日から2年間

●応募資格 ①～③までの要件を全て満たす人

- ①次のいずれかに当てはまる人で20歳以上の人
- ・本市に居住または通勤・通学する人
- ・本市で事業を営み、または活動する人
- ②市のまちづくりに対し関心と意欲のある人
- ③年5回程度の会議に出席できる人